

作成日 2023 年 1 月 20 日
(最終更新日 20 年 月 日)

「情報公開文書」 (Web ページ掲載用)

受付番号： 2022-1-1046

課題名：東日本大震災の避難所アセスメントデータを用いた、被災地域における災害処方と傷病者数の検討

1. 研究の対象

石巻赤十字病院に保管されている石巻圏合同救護チームが集計した避難所アセスメント（避難所 305 カ所）と同チームが 2011 年 3 月 11 日（東日本大震災発災）から同年 4 月 4 日までに処方した災害時処方箋データ 12,327 回（匿名化済みデータ、別研究により収集済み）

2. 研究期間

2023 年 3 月（研究実施許可日）～2026 年 3 月

3. 研究目的

大規模自然災害後の、避難者への医薬品供給の違いと傷病者発生に関連を検討する

4. 研究方法

統一されたアセスメントシートを用いて各避難所において記録された避難者の傷病発生状況（発熱・咳・嘔吐・下痢・インフルエンザ・呼吸器疾患・呼吸困難）と、別の研究課題（東北大学医学部倫理委員会 2021-1-1038 課題名 東日本大震災当時の石巻圏合同救護チームによる避難所・在宅診療の医療ニーズ解析疫学研究、研究責任者 江川新一）として収集した石巻圏合同救護チームの匿名化後災害処方箋データの結果とを時系列で組み合わせ、避難所ごとの差異を評価する。

5. 研究に用いる試料・情報の種類

石巻赤十字病院に保管されている石巻圏合同救護チームが集計し、個人情報匿名化されている避難所アセスメントデータ（避難所 305 カ所）のうち避難者の傷病発生状況（発熱・咳・嘔吐・下痢・インフルエンザ・呼吸器疾患・呼吸困難等）の時系列データ、と同チームが扱った 2011 年 3 月 11 日（東日本大震災発災）から 4 月 10 日の災害時処方箋 12,327 回（匿名化済みデータ、別研究により収集済み）

6. 外部への試料・情報の提供

該当無し

7. 研究組織

本学単独研究

8. 利益相反（企業等との利害関係）について

利益相反はない

9. お問い合わせ先

研究責任者

石井 正 教授

東北大学大学院医学系研究科 総合医療分野

〒986-8574

宮城県仙台市青葉区星陵町 1-1

TEL 022-717-7587 FAX 022-717-7508

E-mail : t-ishi23@med.tohoku.ac.jp

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、
研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

研究責任者：

石井 正 教授

東北大学大学院医学系研究科 総合医療分野

〒986-8574

宮城県仙台市青葉区星陵町 1-1

TEL 022-717-7587 FAX 022-717-7508

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「9. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の2(1)>

- ① 研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③ 法令に違反することとなる場合